

島根県報

号外第一〇五号

平成十五年九月一日

(月曜日)

公 告

平成十五年後期技能検定試験の実施

(労働政策課)

公 告

平成十五年後期技能検定試験を次のとおり実施する。

平成十五年九月一日

島根県知事 澄 田 信 義

一 実施職種(作業名)及び実施等級

(一) 特級技能検定を実施する職種

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、パン製造

(二) 一級技能検定及び二級技能検定を実施する職種(作業名)

さく井(ロータリー式さく井工事作業)、工場板金(機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業)、ロープ加工(ロープ加工作業)、機械検査(機械検査作業)、機械保全(機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業)、プリント配線板製造(プリント配線板製造作業)、時計修理(時計修理作業)、空気圧装置組立て(空気圧装置組立て作業)、油圧装置調整(油圧装置調整

作業)、縫製機械整備(縫製機械整備作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業)、和裁(和服製作作業)、石材施工(石材加工作業)、パン製造(パン製造作業)、菓子製造(洋菓子製造作業、和菓子製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシート工法防水工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、テクニカルイラストレーション(立体図作成作業、立体図仕上げ作業)、建築図面製作(建築製図CAD作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業、機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、金属材料試験(機械試験作業、組織試験作業)、塗装(鋼橋塗装作業)

(三) 三級技能検定を実施する職種(作業名)

仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、機械保全(機械保全作業)、時計修理(時計修理作業)、配管(建築配管作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

(四) 単一等級技能検定を実施する職種(作業名)

電子回路接続(電子回路接続作業)、枠組壁建築(枠組壁工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、バルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

二 受検資格

受検資格は、特級技能検定については職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。)第六十四条に規定する者とし、一級技能検定については規則第六十四条の二に規定する者とし、二級技能検定については規則第六十四条の三に規定する者とし、三級技能検定については規則第六十四条の四に規定する者とし、単一等級技能検定については規則第六十四条の六に規定する者とする。

三 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、特級技能検定については規則

第六十五条第一項の規定により、一級技能検定については同条第二項の規定により、二級技能検定については同条第三項の規定により、三級技能検定については同条第四項の規定により、単一等級技能検定については同条第七項の規定による。

四 試験実施期日

全職種	職 種	学 科 試 験	実 技 試 験
		平成十六年二月八日(日)	平成十六年二月二十二日(日)

(二) 一級、二級、三級及び単一等級

職 種	学 科 試 験	実 技 試 験
金属溶解、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工、金属材料試験	平成十六年二月一日(日)	平成十五年十一月二十八日(金)から平成十六年二月二十二日(日)までの間で、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。
さく井、工場板金、ロープ加工、仕上げ、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、石材施工、パン製造、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、建築図面製作、機械・プラント製図、塗装、樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工	平成十六年二月八日(日)	平成十五年十一月二十八日(金)から平成十六年二月二十二日(日)までの間で、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。
機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、縫製機械整備、和裁、テクニカルイラストレーション、電気製図、電子回路接続、枠組壁建築	平成十六年二月十五日(日)	平成十五年十一月二十八日(金)から平成十六年二月二十二日(日)までの間で、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

五 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

六 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成十五年十一月二十一日(金)に島根県職業能力開発協会において公表する。

なお、一部の職種については問題を公表しない場合もある。

七 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、特級の技能検定にあつては規則別表第十一の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、一級技能検定にあつては規則別表第十二の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、二級技能検定にあつては規則別表第十三の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、三級技能検定にあつては規則別表第十三の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、単一等級技能検定にあつては規則別表第十三の上欄に掲げる検定職種について、単一等級技能検定にあつては規則別表第十三の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

八 受検手続

(一) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

(二) 申請書類の提出先

松江市学園南一丁目二番一号 島根県立産業交流会館

島根県職業能力開発協会

(三) 申請書類の受付期間

平成十五年九月三十日(火)から十月十日(金)までとする。ただし、郵送(書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。)の場合は、同月十日(金)の消印のあるものまでを受け付ける。

(四) 受検手数料

受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

ア 特級

職 種	実技試験の 手数料の額	学科試験の 手数料の額
全職種	一万五千七百円	三千百円

イ 一級、二級、三級及び単一等級

職 種	実技試験の 手数料の額	学科試験の 手数料の額
さく井、工場板金、ロープ加工、機械保全、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、縫製機械整備、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、石材施工、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウオール施工、ガラス施工、金属材料試験、塗装、電子回路接続、枠組壁建築、樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工	一万五千七百円	三千百円
機械検査、婦人子供服製造	一万三千円	
和裁、テクニカルイラストレーション、建築図面製作、機械・プラント製図、電気製図	一万千五百円	

ただし、三級を受検する者のうち、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。）による公共職業能力開発施設で職業訓練を受講しているもの、同法による認定職業訓練のための施設で職業訓練を受講しているもの（就職しているものを除く。）又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。）による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）、専門学校若しくは各種学校に在学するもの、その他事が認めるものに係る受検手数料の額は次のとおりとする。

職 種

職 種	実技試験の 手数料の額	学科試験の 手数料の額
仕上げ、機械保全、時計修理、配管	一万五百円	三千百円
機械検査	八千七百円	三千百円
テクニカルイラストレーション、電気製図	七千七百円	

九 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書用紙の用紙及び受検案内は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（あて名を明記し、切手をはること。）を同封すること。

十 合格発表等

(一) 合格者の氏名は、平成十六年三月二十三日（火）の島根県報で公告する。

(二) 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、島根県職業能力開発協会が平成十六年三月下旬に書面で通知する。

(三) 特級技能検定、一級技能検定及び単一等級技能検定の合格者については厚生労働大臣名の、二級技能検定及び三級技能検定の合格者については島根県知事名の合格証書を交付する。また、特級技能検定の合格者には特級技能士章を、一級技能検定の合格者には一級技能士章を、二級技能検定の合格者には二級技能士章を、三級技能検定の合格者には三級技能士章を、単一等級技能検定の合格者には単一等級技能士章を交付する。

十一 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部労働政策課又は島根県職業能力開発協会に問い合わせること。

平成十五年九月一日印刷
平成十五年九月一日発行

発行者
島
根
県

印刷所
松江市学園南町
松江陽印所
松島根県庁

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)